

令和6年度事業計画

事業実施方針

我々獣医師の役割は、飼育動物の診療や保健衛生指導等の獣医療業務により、畜産振興、食の安全確保、公衆衛生の向上、動物の愛護や保健衛生向上など多岐にわたる分野においてその重要性が益々増大している。

このような状況の中で、本会は公益社団法人として社会のニーズに応えるため、ワンヘルスの理念に基づき家畜衛生対策や公衆衛生の向上を図り、動物愛護精神の普及を推進し健全な社会生活の発展に努め、獣医業領域の安定的拡大と発展向上を図ることが必要である。

本会は目的達成のため、(公社)日本獣医師会、行政機関及び関係団体と連携を図りながら「(公社)日本獣医師会の獣医師倫理綱領及び獣医師会活動指針」、「本会のワンヘルス推進宣言」の実践とともに、適切かつ効率的な組織運営と主要事業の積極的な推進に取り組むこととする。

主要事業の取り組み内容は次のとおりである。

1 人と動物が共存する健全な社会の形成に寄与する事業（公益目的事業）

(1) ワンヘルス推進事業

県民に人獣共通感染症、食中毒予防等対策、薬剤耐性菌対策及び食の安全・安心対策について正しい知識の普及啓発に努め、ワンヘルスの理念について県民に広く周知する。

ア 新潟県及び一般社団法人新潟県医師会、大学、環境団体等と連携し、県民等を対象にワンヘルスの柱となる対策についての知識の普及啓発を行うため、公開講座、研修会等を開催する。

イ ワンヘルスの理念について県民に広く周知するため、イベントへの参加、チラシ、パンフレット等の配布を行う。

ウ 人獣共通感染症、新興感染症及び薬剤耐性微生物に関する研究・調査、ワンヘルスの推進に寄与する事柄について支援をする。

(2) 狂犬病予防事業

狂犬病の定期集合注射及び動物病院で行う個別注射等の実施に協力する。実施予定注射頭数は、集合 21,700 頭、個別 41,800 頭、合計 63,500 頭とする。

ア 定期集合注射については、市町村、新潟県、本会の三者による覚書に基づき実施する。また、市町村と狂犬病予防業務関係事務委託契約を締結し、指定獣医師を推薦する。

イ 定期注射の周知を実施前から注射期間中、ポスター、チラシ、テレビ及びラジオ広告などで広く県民への啓発普及に努める。

ウ 市町村担当者、県行政担当者、予防注射担当獣医師等関係者を対象に狂犬病を含めた研修会を年1回、新潟県と共に開催する。

(3) 災害対応事業

新潟県の地域防災計画に基づき緊急災害時に自治体、関係団体と連携して対策を行う。

ア 現地対策本部で被災愛玩動物の健康診断、治療及び相談等に従事する協力病院の募集及び日程調整を行い、医薬品、器材等を調達する。また、被災地における動物の医療救護、保護活動に関する情報提供を行う。

イ 平常時の普及啓発活動として、飼い主に「災害に備えた防災時の避難の心得、準備する日用品・器材、動物の訓練」等について、ポスター、チラシ等により動物病院・関係機関に配布・掲示するとともに、公開講座、セミナー、ホームページ、防災イベントへの参加等で普及活動を行う。

ウ 指針に基づく支援体制整備並びに関係機関との連携強化の推進を図る。

(4) 学校飼育動物適正管理支援事業

公立小、中学校、幼稚園、特別支援学校等の飼育動物の衛生と健康を保持し、効果的に教育活動ができるように健康診断、診療、飼育指導・助言等を行う。

ア 市町村長と当会会長理事が契約を結び、各学校で健康診断、診療、飼育指導・助言等を行う。(現行は、新潟市、佐渡市、三条市、燕市と契約)

イ 契約市町村以外でモデル事業を実施し、希望校に本会が費用を負担して健康診断、診療、飼育指導、助言等を行い飼育動物適正管理の普及を図る。

ウ 学校飼育動物を介する教育活動について、学校、児童、PTA、教育関係者、地区住民等を対象に公開講座、研修会を開催して普及啓発を図る。

(5) 野生傷病鳥獣保護収容事業

新潟県の依頼により、負傷、病気、死亡して動物病院に持ち込まれた野生動物を一時保護し、負傷、病気は治療をする。死亡鳥獣は冷凍蔵保管して県愛鳥センターの定時回収まで収容、保管するとともに負傷、病気、死亡等の原因調査等を行う。

ア 事業は、新潟県知事と本会会長理事が委託契約を結び、協力病院を募り県内全域で年間を通して実施する。

イ 会員に野生動物保護、自然環境の保全に関する最新の情報、学術等について研修会を開催する。また、テーマにより広く県民への普及啓発を図るため、公開講座を開催する。

(6) 身体障害者補助犬利用者への支援事業

身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬等）利用者の社会参加並びに補助犬の健康保持を図るために、補助犬の狂犬病予防注射料金、健康検査料金、混合ワクチン接種料金を本会の負担で支援する。

(7) 動物愛護・保護普及啓発事業

ア 家庭飼育動物の犬、猫、鳥等ペットの習性、適正な飼育管理、愛護・保護精神の高揚、犬のしつけ、病気、感染症等について、公開講座の開催、関係団体との共催である動物フェスティバル、チラシ、啓発用パネル等により広く県民に普及啓発する。

イ 「動物の愛護および管理に関する法律」において、犬や猫などの動物の所有者は自分の所有であることを明らかにするためにマイクロチップの装着等を行うべき旨が定められていることから、マイクロチップ装着の普及チラシ等を配布し、普及促進を図る。

(8) 国際交流による人材育成、獣医療の向上事業

モンゴル獣医師会と交流し、モンゴル獣医師の技術及び知識の向上を図り、獣医療のレベルアップに寄与していく。また、モンゴル獣医師会に設けられた「新潟基金」によりモンゴルの獣医師養成を支援する。

(9) 学術普及向上事業

学会等に参加する獣医師にかかる経費の一部を支援するとともに、獣医師の人材育成並びに資質の向上を図るため学会、講習会、研修会等を開催する。

ア 官民の産業動物分野、公衆衛生分野、研究分野、教育分野等、獣医療の各分野における専門的知識・高度な技術等の取得、普及や人材育成を図る学会、講習会、セミナー等の参加登録料及び学会発表者の旅費を助成する。

イ 獣医療の各分野にわたって学会、講習会、研修会等を開催（行政または関係団体との共催を含む。）する。

2 その他事業

会員の互助・福利厚生等事業

- (1) 人間ドックの助成（45歳以上の開業者）
- (2) 狂犬病定期集合注射実施者の保険加入
- (3) 会員の表彰
- (4) レクリエーション同好会への助成
- (5) 会員の慶弔、見舞金等の給付
- (6) 獣医療証明書様式等頒布

3 各委員会の開催

各事業の推進のために設置している委員会は設置規程に基づき開催し、事業関係者に周知を図るとともに重要事項は理事会に報告し承認後に周知する。

倫理委員会は必要に応じて開催し議事内容は理事会に報告する。

4 管理部門

公益法人制度について更に会員への理解を深めるとともに、役員並びに職員は定款と内部規定等に沿って活動する。

- (1) 会員の確保
- (2) ホームページの管理
- (3) 「県獣だより」等の発行
- (4) 各種情報の提供
- (5) 獣医師倫理の普及・啓発
- (6) 勤務獣医師の処遇改善の推進